

教員免許状更新講習カリキュラムに関する一考察： 日本語教育の観点から

宮崎 里司

はじめに

本稿は、2008年6月の改正教育職員免許法の成立によって、2009年4月より導入される、教員免許状更新制度（教免更新制度）に伴う講習の在り方を、主に、外国人児童・生徒、および第二言語としての日本語教育（Japanese as a Second Language : JSL）に携わる教師が抱える問題や、関連領域の諸課題を中心に考察する。具体的には、教免更新制度において、教員の資質向上をめざしたさまざまな科目の中で、近年初等・中等教育レベルで増加しつつある外国人児童・生徒に対する教育的指導の専門性を高める科目の設置に向けた社会的背景、意義およびその可能性を考察する。

外国人集住地域をはじめとする多文化共生社会環境が整備される中で、初等・中等教育機関の教育に携わる教員は、大学の教職課程では十分に学び得なかった、外国人児童・生徒の諸問題解決の方途を見出すために、どのような資質の必要性を認識すべきであろうか。現在、群馬県太田市、静岡県浜松市、愛知県豊田市、三重県四日市市、滋賀県長浜市などといった外国人集住都市会議¹の会員都市では、公立小中学校における外国人児童・生徒の受け入れ及び日本語等の指導体制の充実、就学支援の充実、教育体制の整備、不就学、外国人学校の支援、義務教育前の支援への具体的な施策などが大きな問題となっている。こうした問題は、外国人児童・生徒の学習権や言語権にも直結する基本的人権と深く関わっているが、その延長として、学齢期を超えた外国人生徒の受け入れ機関である、公立夜間中学が抱える問題や、それに関する国の政策や施策にも言及しながら、教員免許状更新講習（略称教免講習）での日本語教育関連科目設置の意義についても触れてみたい。

教免更新制度については、2004年10月、中央教育審議会が、文部科学大臣から「今後の教員養成・免許制度の在り方」についての諮問を受け、修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者に申請して修了確認を受けることが必要となる。講習の内訳は、「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外での連携協力についての理解」など、すべての教員に共通する事項として、「教育の最新事情に関する事項」（教育の最新事業）が12時間以上、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」として、各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱う事項が18時間以上となっている。こうした

教免更新制度は、教員の適格性確保と専門性向上の観点から意義があると考えられているが、不適格教員の排除を目的とした減算的導入ではなく、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付ける加算的なものとして捉えなければならない（矢尾坂 2008）とする見方が一般的である。

実は、この教免講習制度を導入する施策以外にも、教員の適格性確保と専門性向上に対応するいくつかの施策は講じられている。たとえば、現在の免許状の区分を維持しつつ、専修免許状の専門性を明確にするため、免許状に記載すべき大学院等での専攻分野の区分を、国際理解教育、日本語教育、環境教育、生徒・進路指導などといったように、具体的に規定することで意識化させる方法もある。さらに、初任者研修、教職経験者研修、中堅教員の研修、管理職研修、長期社会体験研修、大学院修学休業制度、社会貢献活動の導入など、さまざまな現職者研修制度を有機的に活用させ、教員の資質向上に寄与するカリキュラムをデザインしていく方法も考えられる。しかしながら、こうした工夫も、一部の教員に限られてしまうと十分な効果が発揮できないので、今回の制度導入が、最も現実的な施策といえる。

1 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の教育問題

2007年の外国人登録者数は215万人を超え、総人口に占める割合も1.69%と過去最高となり、この10年間で1.5倍という急速な増加率を示している。また、在留資格別では、「永住者」が40.4%、「定住者」12.5%、「日本人の配偶者」11.9%の順になっており、この3種類の資格による滞在者だけで外国人登録者数の70%近くを占めている（法務省入国管理局 平成19年度統計）。また、総人口と外国人登録者数を10年間の伸び率で比較してみると、前者は1.5%であるのに対し、後者の外国人登録者数の伸び率は、47.3%とはるかに高いことが判明する。さらに、外国人労働者についても同様な傾向にあり、厚生労働省の外国人雇用状況報告によれば、我が国においても2006年6月現在の外国人労働者数は、1996年6月現在と比較して、約2.5倍（39万人）に達している。

そうした中、2006年3月に発表された総務省の「多文化共生推進プログラム」の提言においても、コミュニケーション支援の必要性が重要な課題として取り上げられているが、2006年12月には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「生活者としての外国人」に関する総合的対策を発表し、定住外国人に対する日本語教育の充実とともに、外国人児童に対する日本語教育の強化が検討すべき課題として取り上げられた。

文部科学省が、公立の小中学校、中等教育学校、特別支援学校を対象に、2007年9月1日現在の数を集計した結果である、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成19年度）」によれば、これらの学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、25,411人となっており、前年度と比較し、13.4%も急増していることが明らかになっている。また、在籍する学校数

表1 国籍別・地域別外国人登録者数

	国籍	人数	割合(%)	地域	人数	割合
1	中国	606,889	28.2	東京	382,153	17.8
2	在日韓国・朝鮮人	593,489	27.6	愛知	222,184	10.3
3	ブラジル	316,967	14.7	大阪	211,758	9.8
4	フィリピン	202,592	9.4	神奈川	163,947	7.6
5	ペルー	59,696	2.8	埼玉	115,098	5.3
6	アメリカ	51,851	2.4	千葉	104,692	4.9
7	タイ	41,384	1.9	兵庫	101,527	4.7
8	ベトナム	36,860	1.3	静岡	101,316	4.7
9	インドネシア	25,620	1.2	岐阜	57,250	2.7
10	インドネシア	20,589	1.0	茨城	54,580	2.5
2,152,973 (2007年)						

2008年6月 入国管理局調べ

も、計5,877校と、前年度より7.3%増加し、このうち、実際に日本語指導を受けている児童・生徒は21,206人で、こちらも過去最多となっている。前回2006年度の調査では、前年度の調査より8.3%増加しており、年々増加の一途をたどっている²。在籍人数別学校数では、「1人在籍校」が全体の半数を占め、「5人未満在籍校」を含めると全体の約8割に達している。また、在籍人数別市町村数では、「5人未満」の市町村が全体の約半数に上っており、このことから、外国人散在地域に居住する日本語指導が必要な児童・生徒の存在が明らかになった。しかしながら、現在指導が必要な子に対する割合は83.5%と、1年前より2.1ポイント減で、子供の増加に対応が追いつかない状況が浮かび上がっている。指導が必要な児童・生徒を母語別にみると、ポルトガル語が10,206人、次に中国語5,051人、スペイン語3,484人と続いている。都道府県別にみると、愛知県が最多の5,030人で、全体の2割を占め、以下、静岡県2,631人、神奈川県2,601人、東京都1,913人、三重県1,407人、大阪府1,316人、埼玉県1,078人、千葉県982人、群馬県962人、滋賀県882人の順となっている。こうした状況に対し、文部科学省は、日本語指導者への講習会や、就学前の初期指導教室（プレクラス）の調査研究といった支援策を進める方針であるという。

ところが、多文化共生社会における教育は、喫緊の課題であるにも関わらず、日常会話ができるように見える子供は支援が必要とみなされていないなどの日本語習得の問題の他、学校適応をはじめ多様で複雑な問題の存在も指摘され、学校と保護者とのコミュニケーション問題（中野 2005）も指摘されている。また、外国人児童・生徒は日本で生まれ育った場合でも、家庭内言語が日本語ではない場合が多いため、こうした子どもたちが小学校入学後に不利益を被らぬために、就学前の日本語教育の充実および条件整備の拡充を行う必要がある。加えて、日本語教育は日本国内の言語・社会文化の

多様性や地域性を尊重ならびに育成すると同時に、外国人の人々の言語・文化・アイデンティティを活かし地域の活性化に貢献させることも求められている。そのため、外国人の母語・母文化が保持されるための制度を設置することが急務であるが、現在の教育課程での、外国人児童生徒の母語・母文化教育の取扱いは、英語以外の外国語を必修あるいは選択できることも可能とする弾力性のある工夫が施されていない。

上記の問題は、外国人児童・生徒の学習権、言語権といった基本的人権の観点を複合的に取り扱わなければならない。こうした点において、外国人集住都市のひとつである、三重県鈴鹿市の取り組みは示唆的であると言える。ここでは、鈴鹿市人権教育基本方針に則り、それぞれがお互いを認め合い、人権が尊重される社会づくりをめざして、人権問題に関する学習機会を提供し、人権教育の推進を図っている。具体的な施策として、2005年4月に、主に、子どもの人権、学習と研修、情報提供と調査研究、ネットワークづくりの4つの事業を行う人権教育センターが設置された。

しかしながら、学習権や言語権などの観点は、こうした外国人児童・生徒の異文化適応課題の解決を図る中で、意識化されはじめてからまだ日が浅い。1989年3月25日の第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択されたユネスコ学習権宣言では、「学習権は、未来のためにとっておかれる文化的贅沢品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」と謳われているが、この基本理念が意味する内容を吟味する必要がある。同じく、外国人児童・生徒の教育を、言語政策や外国人政策の一環として捉える際、人間は自分の言語を使用する権利を持つという考えに基づいた言語権も看過できない。言語権については、個人的権利に対応するものとして、1992年の第47回国際総会採択による「マイノリティ宣言（民族的または種族的、宗教的及び言語的少数者に属するものの権利に関する宣言）」や、集団的権利に対応するものとして、1996年の「世界言語権利宣言」は、言語権が個人の権利であると同時に集団的権利であることという原則に立脚している。民族の独自性を強調するとともに、定住先の言語共同体に対して協調的態度を維持する権利と義務について言及しているが、具体的には、司法、行政、公的メディアにおける使用、公的母語学習、自己同定の権利（言語による差別の禁止）の尊重、多数派語の学習・使用などのほかに、言語の私的な（生活、教育、メディアなど）使用などが含まれる。とりわけ、代表的な言語権としてイメージされる言語サービスは、多言語社会の観点から、在住外国人を同化させるために存在するという見方が支持されがちであるが、むしろ、彼らの言語アイデンティティを守るためにある、といった解釈がより現実的ではないだろうか。

こうした、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の教育問題について、教育現場の教員が、どの程度意識化しているかは定かではないが、少なくとも、教職課程において、十分な情報提供がなされていない現状を把握し、教免講習などで補う措置が急務である。

日本語教育学の分野においても、外国人年少者の言語習得や異文化適応の問題を、分析課題とする実証研究が行われている。斎藤（2006）は、縦断研究及び参与観察の手法を援用し、収集データによるプロトコル分析を行いながら、中国出身の女子生徒の日本語支援経過を、適応という観点から考察した。また河上（2008）は、公立小学校に通う児童の、4年近くにわたる縦断研究（フィールド調査に基づいたインタビュー調査をはじめとしたプロトコル分析）を通し、「子ども（学習者）の実態」と「実践者の問題意識」の相互関係を明らかにするとともに、年少者日本語教育実践から、学習者や実践者の問題意識の動態性に着目した。さらに尾関（2008）は、外国人児童が、学習に参加することばの力を、支援者と子どものインターアクションの中でどのように育てていくか、また支援を通して、どのようにことばを発達させ、主体的に学びに関わっていくのかを、意味創りを目指したことばの支援をもとに論じている。

主な先進国の中で教員免許に更新制を導入しているのはアメリカのみ（矢尾坂 2008）であると言われているが、教育の専門性の向上をめざした自己啓発と、どのように両立させるかも今後の課題となる。筆者が、大学教育としての日本語教育に関わってきたオーストラリアも教免講習制度は導入していないものの、教員養成および FD (faculty development) または、PD (Professional Development) プログラムにおける第二言語教育科目について、示唆的な教育政策を採っている。オーストラリアの大学での教員資格取得に関しては、教育学部を卒業した者 (Bachelor of Education 教育学士) に与えられる場合と、他の専攻分野で卒業した者が履修する、Graduate Diploma of Education によって教員資格を取得する場合に分けられる。

筆者が所属していた、Monash 大学における教職課程では、TESOL (Teachers of English to Speakers of Other Languages) の専門教員を目指す者は、teaching specialism として ESL (English as a Second Language) の科目を選択する。また、中等教育の教職資格を取得する場合、必修科目 (core education units) 以外に、core units から 2 科目、あるいは、Second Language Pedagogy (第二言語教育学) などの科目がある core units から 1 科目と、elective と呼ばれる選択科目から 1 科目、それにプラスして teaching specialism から 2 科目選択する必要がある。ESL 教員を目指す学生には、“Language and Teaching” が必修科目として設置されており、また、ESL や英語以外の言語を家庭内言語として話す児童・生徒 (culturally and linguistically diverse children) のために、初等教育課程では、英語教育の母語教育というカテゴリーに含まれた、Language and Literacy in Context という科目が必修科目として設置されている。このほか、現職教員用プログラムとして、FD または、PD プログラムとして、ビクトリア州（州都メルボルン）では、9 つのモジュール、合計 25 時間のワークショップで構成された、Teaching ESL students in mainstream classrooms—Language in learning across the curriculum というプログラムが、地域ごとに年一回実施されている。

2 学齢期を超過した外国人の教育問題

2 節では、学齢期の児童・生徒の学習権を扱ったが、学齢期を超過した外国人の教育問題も、大きく認識されはじめてきた。具体的には、学齢期を超えた義務教育未修了者の教育的手当を施す機関として存在する、公立中学夜間学級における問題にも関心を寄せる必要がある。夜間中学とは、公立中学校夜間学級の通称であり、「生活困窮などの理由から、昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒等を対象として、夜間において義務教育の機会を提供するため、中学校に設けられた特別の学級」(1985年1月22日付けの中曾根康弘内閣総理大臣の答弁書)による)である。

夜間中学の法令上の根拠は、学校教育法施行令25条の5号(二部授業を行おうとするとき)に基づき、市や特別区の町村教育委員会から都道府県教育委員会への届出事項となっている。市町村教育委員会の裁量により、二部授業を実施するかどうかについて決定できる仕組みとなっている。現在の状況については。1954年の87校をピークとして漸次減少を続け、2005年4月現在では全国で8都府県35校となっており、総在籍者数は2005年9月現在で2587名を数えている。

表2 都府県別夜間中学の統計数値

都府県名	学級数	在籍者数	年齢構成			
			15-29(27.8%)	30-49(29.3%)	50-69(29.3%)	70 over (22.2%)
東京	8	452	258	70	78	21
千葉	1	36	24	3	6	3
神奈川	6	54	38	3	6	7
大阪	11	1,431	243	307	491	390
京都	1	43	2	5	11	25
奈良	3	259	44	82	73	60
兵庫	3	106	16	13	41	35
広島	2	60	23	24	11	2
合計	35	2,441	675	507	715	543

夜間中学には、義務教育未修了のまま学齢を超過した者が多く在籍しているところであるが、このような義務教育未修了者の数は、全国夜間中学校研究会等によれば、戦後の新学制での義務教育中退者数1,266,631人、就学免除者25,735人、旧制での義務教育未修了者数88,203人の総合計1,605,569人に上る。在籍者は、大別して、① 中高年齢者、② 障害者、③ 中国帰国者、④ 在日韓国・朝鮮人及び、⑤ 15歳以上の新渡日外国人(いわゆるニュー・カマーの外国人)の5つのカテゴリーに分類される。

東京都の夜間中学5校の日本語学級で学んでいる生徒385人に対する2006年度の調査でも、入学時の目的は「日本語を覚えるため」「進学のため」がそれぞれ45.6%、20.1%であり、また73.6%(293

人）の生徒が知人・親戚からの紹介で入学している（調査は複数回答可）（東京都夜間中学校研究会引揚者教育研究部・在日外国人教育専門部, 2005）。

1990年の入国管理法の改正により、来日した南米日系人をはじめとした外国人の長期滞在化傾向が強まり、日本語教育学会においても、「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業が、2007年度文化庁日本語教育研究として委嘱され、大きな社会問題として関心を集めている。こうした状況を、外国人が有する権利の侵害に当たるとする観点から、日本弁護士連合会は、国は、戦争、貧困等のために学齢期に修学することのできなかった中高年齢者，在日韓国・朝鮮人及び中国帰国者などの多くの人々について、義務的かつ無償とされる普通教育を受ける権利を実質的に保障するため、義務教育を受ける機会が実質的に得られていない者について、全国的な実態調査を速やかに行うこと、などを盛り込んだ意見書、『学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書』を、2006年8月10日、内閣総理大臣に提出した。

日本語教育学研究の分野でも、前述した、学習権、リテラシーなどの観点から、夜間中学を扱う研究が進められている。原田（2004）は、夜間中学での実際のインターアクションとその問題点、ディスコースの特徴と問題及び用いられるストラテジー、学校外の接触場面での学習管理とそれが日本語のインターアクション能力の習得に与える影響という3点をリサーチクエスチョンとして研究を行った。中野（2005）の研究では、年少者の学習環境において重要な役割を果たすと考えられる外国人保護者に注目、まず、外国人保護者と学校との接触場面の実態を明らかにし、彼らが抱えるインターアクション問題を対人環境と言語生活の観点から分析した。津花（2004）は50歳以上の中国帰国者を「高齢帰国者」と定義し、夜間中学で学ぶ高齢帰国者の夜間中学通学に対する意識・学習環境・日本語学習に対する意識を明らかにし、可能な学習支援を探ることを目的とし、参与観察とインタビューによる意識調査と教育実践の試みを行った。また、今野（2007）は、多数の定住者が絶えることなく集まり日本語の学習を続けている夜間中学に注目し、「夜間中学はどのような場所であるのか」をリサーチクエスチョンとして調査を行った結果、第二言語習得理論を視座として定住者の日本語習得の観点から考察し、公的支援に必要な要因を探った。

こうした夜間中学で行われている外国人学習者に対する日本語教育を捉えた場合、決して教室型、あるいは学校型日本語教育だけが実践されているわけではなく、地域型日本語教育も採り入れた複合型にしていかないと、教室での効果的な活動に支障をきたす恐れがある。多文化・多言語社会において、外国人の学習機会を保障するために、こうした視座をもった取り組みは、外国人児童・生徒の教育を考える上で不可欠な認識であるといえる。換言すれば、今後の年少者に対する日本語教育支援では、その年少者を取り巻く環境への働きかけも包含した取り組みや、学習者が社会とどのように関わるかという社会的文脈をふまえた座標軸を構築する必要がある（宮崎 2004）。教免講習においても、教員が学校教育の中で培ってきた教育觀を振り返る作業が求められるのではないだろうか。

3 結論

本稿は、教員の専門性や資質向上を目指した教免更新制度に伴う講習の在り方を、初等・中等教育レベルで増加しつつある外国人児童・生徒に対する教育的支援や指導の専門性を高める科目の設置に向けた可能性を考察してきた。しかしながら、教免講習の受講者には、外国人児童・生徒に対する、日本語教育の制度的な保障の重要性に気付くだけではなく、不就学の外国人児童・生徒を産み出している社会的背景にも関心を寄せ、そうさせない社会的制度を確立する必要があることにも留意させるべきである。

2008年6月、自民党の有志議員によって構成される、「外国人材交流推進議員連盟」（会長・中川秀直元幹事長）が、人口減少問題を解決するため、50年間で「総人口の10%程度」（約1,000万人）の移民受け入れを目指すことなどを盛り込んだ提言をまとめ、国家戦略本部に「日本型移民国家への道プロジェクトチーム」を設置し、提言をたたき台に党内論議をスタートさせるという。具体的には、人材育成・定住促進型の外国人受け入れを行う観点から、入国管理法や国籍法の改正を行い、移民法の制定を検討する。また、実践のための包括的な制度構築として、地域における日本語教育センターを設置するなど、日本語補習授業制度の導入などを含めた、小中学校における移民として来日した児童・生徒の受け入れ体制の整備を行うという。これを、日本語教育の文脈から、より具体的に提言する場合、「自他の協力によって、文化の創造と発展に貢献する」（「教育基本法」第二条[教育の方針]）ことを実現する「日本語教育振興法」を制定し、日本語教員免許の発行に伴って、日本語教育の素養を、教員養成課程や教免講習制度に組み込みながら、地域日本語教育コーディネーターの養成コースを導入する流れを構築することなどが考えられる。

日本語教育は、地域リテラシー（宮崎 2008）の習得を目指した、「21世紀型市民教育」を盛り込む必要があり、国連の人権諸条約や、日本の法令・条例の遵守あるいはその改正、犯罪や条例違反の抑止、さらには、日本人と外国人の人々とが日本社会において、協働・共生し、よりよい地域社会づくりに貢献できる「言語教育」を推進するという文脈で捉えていく必要がある。そのためには、多文化共生社会の実現に向け、国は日本語教育の政策的位置付けを明確にし、国と地域がそれぞれの責任において取り組むべき日本語教育の課題と実施主体を明確にする必要がある。折しも、文部科学省では、2008年、小学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では小学校5・6年で週1コマ「外国语活動」を実施することとし、小学校における英語活動等国際理解活動について指導方法等の確立を図る試みが盛んになっている。こうした流れの中で、「国語力」、「日本語力」をはじめ、「言語力」という問題を考えざるを得なくなった。この時期に、外国语教育と国語教育の学習指導要領をすり合わせ、言語教育としての共通の理念や目標に立つことで、小学校の段階で相乗効果が期待できるのではないだろうか。そういう意味で、教免更新制度は、さまざまな課題を考案するきっかけとなる。

2007年7月25日に設置された、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会も、現在の日本語教育をめぐる諸課題について検討しつつあるが、今後、初等・中等教育教員育成、就学前教育、養護学校教員の育成にあたっては、「日本語教育学」の修得を必須単位とする新たな教職課程に改編し、これを実施することをめざした取り組みが必要であろう、その前提として、教員更新講習における、日本語教育関連講義科目の提供は、教員の専門性や資質向上に寄与すると確信する。

[注]

- 1 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指していくことを目的として設立された経緯がある。2001年5月7日に、浜松市、豊田市、四日市市、東京などで会議を催し、アピール宣言を発表している。
- 2 ただし、本調査は、「公立学校」に通う「外国人」児童生徒を対象としており、「私立学校」や「外国人学校」に通う子ども、「不就学」の子ども及び日本国籍を持つ子どもについて、「日本語指導が必要な子ども」の数字が含まれておらず、十分な実態調査結果とはなっていない。また、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の基準については、2007年度から、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒を指す」と明確化されているが、その判断は子どもの在籍校に委ねられ、実数は、依然不明確である。

[参考文献]

- ・外国人材交流推進議員連盟 2008『世界に尊敬される多文化共生社会の構築に向けて』文部科学省 2007『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成19年度）』
- ・原田明子 2004「学習環境と社会的ストラテジーの使用—夜間中学に在籍する日本語学習者のネットワークから—」『社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』（村岡英裕編）第104集 pp.151-167 千葉大学大学院社会文化科学研究科法務省入国管理局 2007『平成19年度統計』
- ・河上加苗 2008『年少者日本語教育実践の動態性：「子どもの実態」と「実践者の問題意識」から実践を考える』、早稲田大学日本語教育研究科修士論文
- ・宮崎里司 2004「新時代の日本語教育をめざして 座標軸を問い合わせ直す日本語教育への提言」『日本語学』第23巻 pp.84-93 明治書院
- ・宮崎里司 2008「新たな言語習得研究の展開：多文化共生社会における地域リテラシーをめざす視点」、予稿集2 第7回日本語教育学会 国際大会、釜山外国語大学 pp. 422-425
- ・中野真規子 2005『学校との関係形成における外国人保護者のインターアクション』、早稲田大学日本語教育研究科修士論文

- ・日本弁護士連合会 2006『学齢期に修学することができなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書』 <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060810.pdf>
- ・尾関史 2008「「意味造り」を目指したことばの支援の可能性—移動する子どもたちが主体的に学習に参加するために—『早稲田大学日本語教育研究』第3号 pp.11-24 早稲田大学大学院日本語教育研究科
- ・斎藤恵 2006「適応支援としての年少者日本語教育の役割と課題—JSL 児童生徒の「行為主体性」をどう捉えるか—』『早稲田大学日本語教育研究』第8号 pp.37-50 早稲田大学大学院日本語教育研究科
- ・総務省 2006『多文化共生推進プログラム』 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060307_2_bs3.pdf
- ・東京都夜間中学校研究会引揚者教育研究部・定住外国人教育専門部 2005『東京の中学校夜間学級に学ぶ外国人および帰国者に関する調査』東京都夜間中学校研究会事務局
- ・津花知子 2004「夜間中学で学ぶ高齢帰国者の学習環境と学習支援についての一考察—学習ストラテジーの視点から—』『早稲田大学日本語教育研究』第4号 pp.191-204 早稲田大学大学院日本語教育研究科
- ・八尾坂修 2008『教員免許更新制度』明治図書

(2008年10月31日受理)